

2022年10月4日 使用変更許可申請に係るWeb面談時の確認内容に対する回答

質問番号	確認内容	申請書関連頁	回答	備考
1	目次と内部の資料名が合っていません。	新旧対照表 p.3 目次	本文目次及び新旧対照表目次を「12-4 使用施設等の使用施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」へ修正いたします。	
2	今回、低放射性グローブボックスと質量分析用グローブボックスに消火用配管を設置することですが、既に設置されている設備を除き、その他に設置すべき設備はないですか。 また、設置工事により、グローブボックスの安全機能(特に閉じ込め機能)に影響を与えないことを申請書の参考資料として説明してほしい。	新旧対照表 p.9 7-3	今回消火用配管を設置するグローブボックスの他に設置すべき設備はございません。 グローブボックスの安全機能(特に閉じ込め機能)に影響を与えないことを申請書の参考資料として説明いたします。	
3	「ドラム缶等の容器に封入して一時保管」から、「収納し、・・・一時保管する。」に変更していますが、固体廃棄施設での保管廃棄の方法を変更していますか。 また、封入⇒収納への変更により実際としてはどのように変更となりますか。閉じ込め機能としては、ドラム缶での担保から、20Lビン、再処理工場指定の容器での担保に変更しているのでしょうか。その場合、それらの閉じ込め機能に係る構造の説明をしてください。	新旧対照表 p.10 9-3-2	本施設では、既許可より保管廃棄設備を有していないため、保管廃棄の方法を変更しているものではありません。 固体廃棄施設である保障措置保管室は、OSLで発生した固体廃棄物を保管廃棄設備(焼却処理、圧縮処理、蒸発濃縮等により減容し、セメント等による固化)を有している再処理工場の廃棄物処理建屋へ払い出すまでの一時保管を行う施設になります。 固体廃棄施設である保障措置保管室では、200Lドラム缶内の固体廃棄物が所定量(満杯)に達するまで固体廃棄物の「収納」を行います。最終的には200Lドラム缶について固体廃棄物の収納ができないよう封入します。変更前の「封入」のみの表現では、所定量に達していない場合でも、ドラム缶を開けることは違反となりかねない懸念があったため、表現を変更しています。 上記のことから、閉じ込め機能はドラム缶での担保から変更ありません。 当該項目の見直しは、保安規定 第47条 放射性固体廃棄物の管理の記載内容との整合を図るためであります。	

4	<p>11. 及び12-1. について、全般的に、基準規則解釈との関係性を意識した記載としてください。</p>	<p>新旧対照表 p.12～ 11. p.20～ 12-1.</p>	<p>11. 及び12-1について基準規則解釈との関係性を意識した記載といたします。本文等に記載済みの部分がある場合には、その部分を引用したかたちで記載いたします。</p>	
5	<p>以下の内容について11. (1)に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を収納する系統または機器の腐食対策。(解釈第2項第1号) ・換気系等の逆流防止対策。(解釈第2項第3号) ・除染しやすさの観点から、壁、床が平滑であり、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの少ない構造であること。(解釈第2項第6号) ・壁、床の表面が気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げていること。(解釈第2項第7号) ・貯蔵施設について、容器が気密構造であること、液体状の核燃料物質を入れる容器の構造が、液体が漏れ又はこぼれにくい構造、かつ、液体が浸透しにくい材料であること、液体状又は固体状の核燃料物質を入れる容器が汚染拡大防止の器具を設けていること。(解釈第3項各号) ・廃棄施設について、フード、セル等が排気設備に連結されていること。(解釈第4項第1号) ・保管廃棄施設について、容器が気密構造であること、液体状のものを入れる容器が漏れ又はこぼれにくい構造、かつ、浸透しにくい材料であること、汚染拡大防止の器具を設けていること。(解釈第5項各号) 	<p>新旧対照表 p.12 11. (1)閉じ込めの機能</p>	<p>11. (1)閉じ込めの機能について、基準規則解釈に沿うかたちの記載にいたします。</p>	
6	<p>以下の内容について11. (2)に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載している対応により、放射線業務従事者、管理区域境界、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を超えないこと。 	<p>新旧対照表 p.12 11. (2)遮蔽</p>	<p>11. (2)遮蔽について、線量告示に定める線量限度を超えないことを追記いたします。</p>	

7	<p>グローブボックス等の「等」とは何を想定していますか。</p> <p>貯蔵施設である核物質保管室の扉は、建築基準法の特定防火設備に該当する防火戸ですか。</p> <p>以下の内容について11. (3)に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災検知器等が消防法に基づき設置されていること。 	<p>新旧対照表 p.12 11. (3)火災等による損傷の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グローブボックス等は、安全対策書 安-2 2. 1分析セル及びグローブボックス内の可燃物による火災にて定義しているとおり、分析セル及びグローブボックスを想定しており、フードは含んでおりません。 ・核物質保管室の扉は、建築基準法の特定防火設備に該当する防火戸です。 ・11. (3)火災等による損傷の防止について、火災報知機等が消防法に基づき設置されていることを記載いたします。 	
8	<p>当該項目は非該当施設に対する要求ですので、記載不要です。</p>	<p>新旧対照表 p.13 11. (5)自然現象による影響の考慮 p.20 12-1. (5)自然現象による影響の考慮</p>	<p>当該項目は削除し、該当する項目に転記いたします。</p>	
9	<p>11. (7)について該当施設となるため記載が必要です。使用施設等がある分析建屋の地盤について、説明をお願いします。</p>	<p>新旧対照表 p.13 11. (7)使用前検査対象施設の地盤</p>	<p>分析建屋の地盤について日本原燃の評価結果を用いた記載にいたします。</p>	

10	サイバーテロ等の対策のための設備は設置されていませんか。不要な理由があれば教えてください。	<p>新旧対照表 p.15 11.(11)使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>p.23 12-1.(11)使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</p>	サイバーテロ等の対策のための設備は設置されていませんが、東海センターと同様に、コンピュータ類は外部と切断して使用し、コンピュータウイルスの混入などに留意している。この点を当該項目に追記いたします。	
11	ガス爆発以外によって発生する飛散物はありませんか。	<p>新旧対照表 p.16 11.(14)飛散物による損傷の防止</p>	クレーン設備について追記いたします。	
12	「安全確保上主要な設備・機器」の範囲、定義などは、申請書にありますか。規則で言う使用前検査対象施設との差異はありますか。	<p>新旧対照表 p.16 11.(15)重要度に応じた安全機能の確保</p> <p>p.35 安全対策書11.</p>	「安全確保上主要な設備・機器」の範囲、定義などは、申請書にありませんが、保安規定 第18条 保安上特に管理を必要とする設備にて整理しております。	
13	<p>「供用」⇒「共用」です。</p> <p>安全対策書によると、ユーティリティ設備等も共用するとありますが、記載がないのはなぜですか。また、ユーティリティ設備とは具体的には何が含まれていますか。非常用電源は共用ですか。</p>	<p>新旧対照表 p.17 11.(18)使用前検査対象施設の共用</p> <p>p.24 12-1.(18)使用前検査対象施設の共用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誤植となりますので「共用」に修正いたします。 ・安全確保上、影響をあたえる可能性のある設備として分析建屋換気設備のみを記載していた。ユーティリティ設備等の共用について追記いたします。 ・ユーティリティ設備等には、日本原燃分析建屋から供給される電気、圧縮空気、水(冷却水、純水、水道水)等が含まれています。 ・非常用電源は共用設備としていませんが、商用電源喪失時に自動的に安全確保に必要な設備に供給されることとなっています。 	
14	設計評価事故が発生した場合に用いる照明は不要ですか。	<p>新旧対照表 p.17 11.(20)安全避難通路等</p>	設計評価事故時用としておりませんでした、「非常用懐中電灯」を配備しております。こちらについて記載いたします。	

15	固体廃棄施設に係る説明がありません。	新旧対照表 p.18 11. (23) 廃棄施設	固体廃棄施設に係る説明を追記いたします。	
16	添付書類で説明のあるPHS、専用固定電話、ファクシミリは、電話設備に含まれますか。	新旧対照表 p.19 11. (27) 通信連絡設備等	電話設備には、PHS、専用固定電話およびファクシミリが含まれます。11. と12. で表記が異なっておりますので整理いたします。	
17	12-1. (7)について、補足説明があれば記載をお願いします。	新旧対照表 p.20 12-1. (7) 使用前検査対象施設の地盤	東海センターの記載を参考に記載いたします。	
18	最大貯蔵量と8-3に記載の最大収納量は同じですか。 貯蔵施設の貯蔵能力が十分であることを定量的に説明できますか。	新旧対照表 p.24 12-1. (2) 貯蔵施設	・同じ意味として記載しておりましたが、「最大貯蔵量」を「最大収納量」に修正いたします。 ・貯蔵施設の貯蔵能力が十分であることが定量的に分かる説明を追記いたします。	
19	添付資料は、本文を補足するものですので、固体廃棄施設も含め、障害対策書の5. ～7. 参照とすべきではないですか。	新旧対照表 p.24 12-1. (2) 3) 廃棄施設	障害対策書の5. ～7. を参照することといたします。	
20	専用固定電話が規則解釈という専用通信回線ですか。	新旧対照表 p.25 12-1. (2) 7) 通信連絡設備等	専用固定電話は規則解釈における専用通信回線であります。	
21	フィルムバッジから蛍光ガラス線量計への変更の理由、現状既に変更して運用しているのかを教えてください。	新旧対照表 p.30 障害対策書4.	現状では既にフィルムバッジから蛍光ガラス線量計へ変更のうえ運用しております。過去の変更許可申請で変更されておらず、今回の見直しにて現状と異なっていることに気づき変更することと致しました。	

22	<p>「所定の量に達した後、・・・払い出す」としていますが、この所定の量と、9-3-2に記載の一時保管量2m3以下と関係ありますか。</p> <p>保管能力を定量的に説明してください。</p> <p>「ドラム缶等に収納困難な場合、収納するまでの間、不燃シート等で覆う」とありますが、収納困難な場合でも、最終的には分解、切断等により必ず収納しますか。</p>	<p>新旧対照表 p.31 障害対策書 7.</p>	<p>・所定の量とは、200Lドラム缶が満杯になった状態となります。現状、日本原燃の再処理工場へ固体廃棄物を払い出す際には、1回あたり200Lドラム缶6本にて払い出しております。一時保管量を2m3以下と定めているため、200Lドラム缶は10本以下で管理しています。</p> <p>・定量的な保管能力についての説明を追記いたします。</p> <p>・収納困難な場合であっても最終的には分解、切断等により必ず200Lドラム缶に収納し、封入しております。</p> <p>当該項目の見直しは、保安規定 第47条 放射性固体廃棄物の管理の記載内容との整合を図るためであります。</p>	
----	--	------------------------------------	---	--

23	<p>本文添付図面 図9-8の上の変更部分について、ドラム缶へ収納又は封入し、一時保管とありますが、その他の記載箇所では、ドラム缶等へ収納し、一時保管となっています。「等」は不要ですか。封入して一時保管することもありますか。</p> <p>本文添付図面 図9-8の下の変更部分について、ビニル袋⇒容器は、今回申請により廃棄の方法が変更となりますか。それとも、既にそうっており、現状の反映なのですか。</p>	<p>新旧対照表 p.36 本文添付図面</p>	<p>・本文添付図面 図9-8の上の変更部分については、本文の変更にそろえドラム缶等といたします。</p> <p>・本文添付図面 図9-8の下の変更部分については、廃棄方法の変更はなく、室内廃棄物として、ビニル袋へ梱包する固体廃棄物以外の廃棄物が発生しますので、現状の反映となります。</p> <p>当該項目の見直しは、保安規定 第47条 放射性固体廃棄物の管理の記載内容との整合を図るためであります。</p>	
24	<p>(1)の変更の理由は、もう少し明確に出来ませんか。</p>	<p>申請書鑑 4. 変更の理由</p>	<p>4. 変更の理由については、明確な表現といたします。</p>	
25	<p>定期的コミュニケーションをとるため、現在の運用として、予定使用期間を3年間(年度単位)として、3年ごとに届出で更新していただくようお願いしています。ご検討いただけませんか。</p>	<p>完本 p.5-1 5. 予定使用期間及び年間予定使用量</p>	<p>3年毎に届出にて更新するよう検討いたします。</p>	

26	今回の申請により、低放射性グローブボックスと質量分析用グローブボックスに消火器接続配管を設置しますが、技術的能力を変更しなくても良い理由を教えてください。	完本 p.12-7 12-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書	・技術的能力を変更しなくても良い理由を新旧対照表の技術的能力にかかかかる説明書の備考欄に説明を追記させていただきます。	
----	---	--	---	--